資料 1-1

日立市地域公共交通計画の計画期間延長について

1　地域公共交通計画の期間延長が必要となった経緯について

(1)　今後、本市と常陸太田市にまたがるバス路線の国補助（地域間幹線系統）については、本市と常陸太田市が利便増進実施計画を共同で策定していなければ補助の特例が受けられなくなるとの指摘があった。

(2)　このため、常陸太田市と協議し、令和８年度末で計画期間満了となる常陸太田市の利便増進実施計画の策定に合わせて、本市と常陸太田市が共同で利便増進実施計画を策定することとし、現在策定作業中となっている。（市内のみの路線は除く）

(3)　今年度に入り、利便増進実施計画の終期（令和13年度）は上位計画である本市と常陸太田市それぞれの地域公共交通計画の終期と合わせなければならないとの指摘があった。

(4)　常陸太田市は、現在、上記(2)の利便増進実施計画とあわせて地域公共交通計画を策定中であり、終期は両計画とも令和13年度までとする予定である。

(5)　本市の地域公共交通計画の終期は令和10年度末までであるため、上記(4)の指摘のとおりであれば、令和10年度末を終期としなくてはならない。

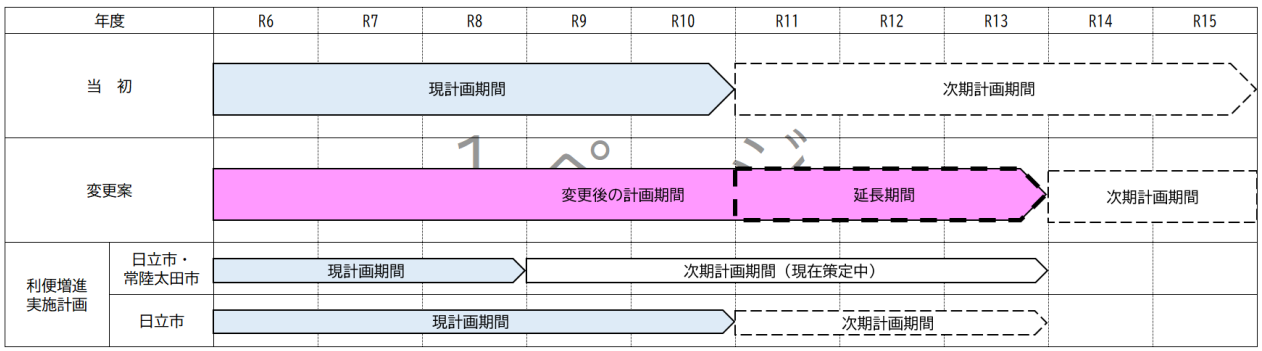
(6)　以上のことから本市の計画期間を３年延長することで計画期間の終期を統一し、国の補助要件に対応する必要がある。

2　計画期間の変更案

(1)　現計画期間　　：令和６年度から令和 10 年度

(2)　変更後　　：令和６年度から令和 13 年度（３年間延長）

3　計画期間及び次期計画策定スケジュール



４　計画の変更に伴い、必要となる作業内容（想定）

地域公共交通計画の変更に伴い、必要となる作業内容（想定）	対象ページ(※)
表紙、発行年月、目次等の修正	表紙・目次
計画の位置付け図に記載された期間の修正	１ページ
計画期間を令和 13 年度まで延長	２ページ
当初目標を中間目標として整理し、令和 13 年度を最終目標年度として追加	47～50 ページ
各施策の取組スケジュールを令和 13 年度まで延長	53～87 ページ
公共交通施策一覧の年度・記載内容の整合確認	88 ページ
評価スケジュールを「令和 10 年度中間評価、令和 13 年度最終評価」に修正	93～94 ページ
計画全体の年度表記及び参照関係の確認	全体
新旧対照表、変更概要資料の作成	新規作成

※対象ページは現行の日立市地域公共交通計画における該当するページ

※なお、計画の素案については、11 月中旬頃に公共交通会議を開催して協議する予定です。
　協議いただいた内容に応じて、今後の作業内容を検討してまいります。

５　計画延長に係る今後のスケジュール

(1)　素案の協議

11 月中旬頃に対面にて公共交通会議を開催予定

(2)　計画変更に係る協議

12 月中旬頃に対面にて公共交通会議を開催予定